議案第６９号　令和７年度三田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

１　未処分利益剰余金の処分に関する取扱い

⑴　地方公営企業法の規定により、未処分利益剰余金を処分する場合は、議会の議決が必要となっています。

⑵　地方公営企業会計制度に基づき、減債積立金を使用して企業債を償還した場合や建設改良積立金を使用して建設又は改良を行った場合、使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れます。

２　令和７年度剰余金処分(案)の内容　（決算書Ｐ．６、７参照）

(単位：円)

	資本金	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金
前年度処分後残高	15,739,902,749	234,575,088	1,455,415,884	(繰越利益剰余金) 0
当年度変動額	0	△36,902,872	△181,024,363	554,816,726 【内訳】 減債積立金 36,902,872 建設改良積立金 181,024,363 当年度純利益 336,889,491
当年度末残高	15,739,902,749	197,672,216	1,274,391,521	554,816,726
議会の議決による処分額	217,927,235	0	336,889,491	△554,816,726
⑴　資本金への組入	217,927,235	0	0	△217,927,235
⑵　建設改良積立金の積立	0	0	336,889,491	△336,889,491
処分後残高	15,957,829,984	197,672,216	1,611,281,012	(繰越利益剰余金) 0

令和７年度の当年度未処分利益剰余金は以下のとおり処分します。

⑴　企業債償還に充当した減債積立金36,902,872円と資本的収支の不足分に充当するために取り崩した建設改良積立金181,024,363円の合計額217,927,235円は、資本金に組み入れます。

⑵　水道事業では、企業債償還相当額を既に積み立てているため、当年度純利益336,889,491円を今後の建設、改良工事等に充当する財源として建設改良積立金に積み立てます。